

地下街・地下鉄等における避難確保・浸水防止対策に関する支援措置

別添 2

平成27年4月時点

<予算制度>

対象施設等	措置制度		目的・適用条件	備考 (国费率等)
	支援措置	交付・補助対象等		
止水板、防水ゲート、逆流防止施設	<p>防災・安全交付金 (注1)</p> <p>下水道浸水被害軽減総合事業 【下水道事業】</p>	<p>【交付・補助対象】 都道府県、市町村 (下水道事業を実施する地方公共団体)</p> <p>【事業者】 不特定多数が利用する地下空間の管理者等 (地方公共団体から経費の一部負担を受けて実施)</p>	<p>【目的】 浸水被害を最小化するため、地方公共団体・関係住民等が一体となって、効果的な下水道によるハード対策等の着実な整備に加え、ソフト対策、自助の取組を組み合わせた総合的な浸水対策を推進する。</p> <p>【適用条件】 次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い実施する事業 ①県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 (ア)過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区 (イ)過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区 (ウ)災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区 (エ)内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 i) 浸水面積が1ha以上想定される地区 ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区 ②過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区 ③内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ④100mm/h安心プランに登録された地区</p>	<p>国费率1/2 (ただし、交付金の額は費用の1/3を限度とする。)</p>
地下駅出入口やトンネル坑口等に設置する止水板や防水ゲート等	<p>都市鉄道整備事業費補助 (地下高速鉄道)</p>	<p>【交付・補助対象】 地下高速鉄道事業者</p>	<p>【目的】 大都市圏では地下駅等の地下空間が数多く存在し、豪雨等による河川の氾濫や大地震に伴う津波等が発生すれば深刻な浸水被害が懸念されるため、各自治体の定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅等(出入口、トンネル等)の中で、早期に対策が必要な箇所の防水扉や止水板等の浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。</p>	<p>国费率35% (地方自治体の補助金の範囲内を限度とする。)</p>
	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p>	<p>【交付・補助対象】 地下駅を有する鉄道事業者</p>	<p>【適用条件】 所在する自治体が定めるハザードマップ等において、浸水が想定される箇所であることが確認できること。</p>	<p>国费率1/3 (地方自治体の補助金の範囲内を限度とする。)</p>
防災用資機材の整備、避難計画作成、避難訓練等	<p>防災・安全交付金 (注1)</p> <p>効果促進事業(注2) 【下水道事業・河川事業等】</p>	<p>【交付・補助対象】 都道府県、市町村</p> <p>【事業者】 不特定多数が利用する地下空間の管理者等 (地方公共団体から経費の一部負担を受けて実施)</p>	<p>【目的】 防災・安全交付金では、基幹的な社会資本整備事業のほか、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務を「効果促進事業」として実施可能。(左記のほか、効果促進事業については、地方の創意工夫を生かした幅広い事業の発案・実施が可能。)</p> <p>【適用条件】 ・防災・安全交付金の実施にあたっては、都道府県及び関係市町村が協議の上、社会資本総合整備計画の作成が必要。 ・効果促進事業として実施する場合、社会資本総合整備計画に交付対象事業として定める必要。(全体事業費の2割以内)</p>	<p>国费率1/2等</p>

注1: 上記交付金の活用にあたっては、地方公共団体作成の「社会資本総合整備計画」における交付対象事業としての位置づけや、地方公共団体による経費の一部負担が必要であることから、市町村又は都道府県へご相談下さい。

注2: 社会資本総合整備計画の目標を実現するために防災・安全交付金の基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業に限ります。

<税制>

対象施設	措置制度			備考
	税の種類	措置の対象(詳細)	措置の内容	
地下街等における浸水防止用設備	固定資産税	<p>浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)。</p>	<p>浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格に次の割合を乗じて得た額とする措置を平成26年4月1日から3年間に限り講ずる。 (1) 地方税法第389条に定める大臣配分資産又は知事配分資産(※) 3分の2 (2) その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>※鉄道事業者が所有する償却資産等が該当</p>	